

離婚に際して称していた氏を称する届の記入方法

(婚姻していた時の氏を名乗る場合の届です)

<記入例>

●記入方法 (右側の記入例を参考にしてください。)

届出日 実際に戸籍届出窓口に届出をする日付。

離婚の際に称していた氏を称する人の氏名・生年月日 氏名・生年月日を記入する。

住所・本籍

住所・世帯主・現在の本籍・筆頭者を記入してください。

氏

○離婚届と同時に出来る場合→ 変更前と変更後は同じ氏を記入してください。

○旧姓に戻った後出される場合→ 変更前に現在の氏を、変更後に婚姻していた時の氏を記入してください。

離婚年月日 協議離婚の場合は、届出日を記入する。

調停・審判・判決離婚の場合は、確定日を記入する。

離婚に際して称していた氏を称した後の本籍・筆頭者

新本籍を置くところ。筆頭者は本人を記入してください。

届出人署名押印 現在の氏名で署名して押印してください。(認め印で可)

また、押印した印鑑を捨印として横に押してください。

(注意) 署名は必ず本人が自署してください。

連絡先 昼間連絡がとれるところ (携帯電話でも可)

◎記入を間違えてしまった場合

書き間違えたときは、修正液等は使用しないで、「〇〇〇〇」と訂正して、線上に届出印を押して下さい。

届出方法については裏面に記載してあります。

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)
平成16年1月7日届出
宮崎県小林市長殿

受理 平成 年 月 日	第 号	発送 平成 年 月 日	第 号	長印
送付 平成 年 月 日	第 号			
香印調査	戸籍記載	記載調査	附 票	任 務 通 知

(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)
 (1) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名
 (よみかた) こばやし はなこ
 氏 名
 小林 花子 昭和38年 9月 10日 生

(2) 住 所
 (よみかた) こばやし はなこ
 (住氏登録をしているところ) 世帯主の氏名
 都城市一万城町7/ 香印 番/サ
 小林 花子

(3) 本 籍
 (離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)
 筆頭者の氏名
 宮崎県小林市大字細野300 香印 番
 小林 太郎

(4) 氏
 (よみかた) 氏
 変更前(現在称している氏) 変更後(離婚の際に称していた氏)
 小林 小林

(5) 離婚年月日
 平成 16年 1月 7日

(6) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍
 ((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)
 宮崎県都城市一万城町7/ 香印 番/サ
 筆頭者の氏名
 小林 花子

(7) その他

(8) 届出人署名押印
 (変更前の氏名) 小林 花子 小林 印

連絡先 電話(23)1112番
 自宅勤務先・呼出 方

離婚の際に称していた氏を称する届の届出方法

① 必要なもの

- 戸籍謄本（本籍地で出される場合や離婚届と同時に出される場合は必要ありません）
- 届出印鑑（届書に押された印鑑）

② 届出方法

下記のうち、いずれか一箇所の窓口に届出をしてください。

- 新しく本籍を置く市区町村の戸籍届出窓口（新戸籍が最も早くできます。）
- 現在の本籍のある市区町村の戸籍届出窓口
- 住所登録をしている市区町村の戸籍届出窓口

※ この届出のみでは現住所はそのままですので、住所の異動がある場合は住民異動の手続きを行ってください。
休日に届出をされる場合は、守衛室で受付をしております。

③ 新戸籍ができるまでの期間

小林市に届出をして、小林市に新しく本籍を置く場合、届出から新戸籍ができるまでに1週間程度かかります。
小林市以外に新しく本籍を置く場合、新戸籍ができるまでの期間は、新本籍地の戸籍係に確認してください。

④ 注 意 点

この届を出した後、旧姓に戻りたい場合は家庭裁判所の許可が必要になります。

離婚の際に旧姓にもどり、離婚前の氏に戻りたい場合は、離婚後3ヶ月以内にこの届を出したら家庭裁判所の許可は必要ありません。

その他不明な点は、下記へご遠慮なくお問い合わせください。